

④ 資本金ゼロの会社の損金算入限度額

Q : 当社は資本金がゼロの会社です。寄附金などは資本金を有するかどうかによって損金算入限度額が違うそうですが、当社の場合はどうなりますか？

A : 資本金を有する会社として取り扱われます。

【解説】

会社法が施行されてから、株式会社は、その資本金の額を限度として資本金の額を減少することができることとなりましたので、資本金がゼロの会社もあり得ることとなっています。

ところで、寄附金については、資本金の額によって次のように損金算入限度額が定められており、資本金の額を有するとみるのかそれとも資本を有しないとみるのかによってその取扱いが異なってきますが、これについては、「資本を有しない法人とは、資本制度自体が存在しない法人形態を指す」こととされているため、資本金ゼロの会社は、これに該当せず、資本金等の額をゼロとして損金算入限度額を計算することとなります。

(資本金等の額×当期の月数÷12×2.5/1,000 + 所得金額×2.5/100)×1/2=損金算入限度額

なお、次のような規定についても、資本金の額によって損金算入限度額が違ってきますが、この場合にも同様に、資本金をゼロとして取り扱うこととなります。

- ・ 交際費等の損金不算入
- ・ 中小企業投資促進税制等における中小企業者の判定

